

第4節

子どもたちの文化芸術活動と 地域における文化芸術の振興

1 子どもたちの文化芸術活動の推進

文化庁では、子どもたちが、本物の文化芸術に直接触れたり、創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て、感受性豊かな人間として成長するように、以下の施策を実施しています。

(1) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、芸術団体などによる実演指導、ワークショップに参加し、さらにはこれらの団体と本番の舞台で共演するなど、舞台芸術に身近に触れる機会を提供しています。

(2) 伝統文化こども教室事業

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などに、学校、文化施設などを拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する「伝統文化こども教室事業」を実施しています。



郷土芸能クラブ里神楽
(埼玉県新座市)

(3) 学校の文化活動の推進

優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者などを出身地域などの学校に派遣し、優れた技の披露や、文化芸術活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通じて、子どもたちの文化芸術への関心を高める「学校への芸術家等派遣事業」を行っています。

また、高校生に文化庁活動の成果発表の機会を提供し、創造活動の推進と相互の交流を深めるため、「全国高等学校総合文化祭」(平成21年度は7月29日から8月2日まで三重県で開催)、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(21年度は8月29日、30日に開催)を毎年実施しています。

(4) 地域人材の活用による文化活動支援事業

地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術に関する指導や、放課後・休日などにおける文化芸術活動を地域ぐるみで支援する体制整備を図る取組を支援しています。

2 地域における文化芸術活動への支援

文化庁では、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材の育成など、地域における文化芸術の振興を図っています。

(1) 舞台芸術の魅力発見事業

舞台芸術の鑑賞機会が大都市圏に偏りがちであることから、質の高い舞台芸術の全国展開を支援しています。

(2) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

地域における文化リーダー(指導者)や文化芸術団体の育成、文化芸術活動の発信・交流、大学と

地域との交流・連携の促進を通して、地域の文化芸術活動の活性化と環境作りを図る取組を支援しています。

(3) ふるさと文化再興事業

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、都道府県が策定した計画に基づき、伝統文化保存団体などが実施する①伝承者などの養成、②用具等の整備、③映像記録等の作成の事業に対して支援しています。

(4) 国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加意欲を喚起するとともに、国民の文化芸術活動の水準を高めるため、全国規模の文化の祭典である国民文化祭を、都道府県などとの共催で毎年開催しています(平成 21 年度は 10 月 24 日から 11 月 8 日まで静岡県で開催)。

(5) 生活文化普及支援事業

次代を担う子どもやその親などを対象に、我が国の伝統的な文化のうち、国民に長く親しまれ定着している生活文化に触れる機会を提供する普及事業を平成 21 年度第 1 次補正予算で支援しました。

(6) 地域文化芸術振興プラン推進事業

地域の「文化力」の向上と、文化芸術活動を活性化することにより地域経済の活性化を促すため、都道府県が中心となって企画した地域の特色ある文化芸術活動を平成 21 年度第 1 次補正予算で支援しました。

3 文化ボランティアの推進

文化庁では、文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いしたりするようなボランティア活動を「文化ボランティア活動」ととらえ、文化ボランティアを推進し、各地域で多様な活動が行われるよう、環境整備を図っています。

平成 20 年度からは、文化ボランティア・コーディネーター養成プログラムの開発・実施・普及を行う「文化ボランティア支援拠点形成事業」を実施しています。22 年 2 月には、全国の委託団体が一堂に会し、活動の報告を行うとともに、コーディネーターを養成する上で抱えている課題などについて話し合いました(於：鹿児島大学稲盛記念会館)。

この他、各地域で活動する文化ボランティア実践者や文化行政担当者などが集まる「文化ボランティアフォーラム」を開催するなど、文化ボランティア関係者間の情報交換や交流を支援しています。

4 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観やその自治体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性をはぐくむとともに、新しい産業やまちのにぎわいに結びつけることを目指す地方公共団体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える地方公共団体を応援するため、平成 19 年度に表彰制度を創設しました。



平成 21 年度受賞都市(仙台市)の取組

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む地方公共団体を支援できるよう、情報収集・提供や研修の実施などを通じ、国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。

図表2-7-12 文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)

第5節 文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

我が国には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じてはぐくまれてきた豊かで伝統的な文化が存在します。それらは、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えと同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起され、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感をはぐくみ、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在・将来の社会の発展向上のために無くてはならないものです。その意味においても、文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

このため、国は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものについて指定などを行い、現在の状態からの変更、修理、輸出などに一定の制限を行うことで保存を図っています。そのため、有形の文化財については保存修理、防災、買上げなど、無形の文化財については伝承者養成や記録作成などに対して助成などを行うことで、所有者の負担の軽減を図っています。

図表2-7-13 国指定等文化財の件数

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

平成22年3月1日現在

種 別 / 区 分	国 宝 (件)	重 要 文 化 財 (件)
美 術 工 芸 品	絵 画	158
	彫 刻	126
	工 芸 品	252
	書 跡・典 籍	223
	古 文 書	59
	考 古 資 料	44
	歴 史 資 料	2
計	864	10,350
建 造 物	(263棟)	(4,339棟)
	215	2,359
合 計	1,079	12,709

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	60	史 跡	1,635
特 別 名 勝	29	名 勝	319
特 別 天 然 記 念 物	72	天 然 記 念 物	939
計	161	計	2,893

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指定件数(件)	保持者数(人)	指定件数(件)	保持団体等数(件)
芸 能	39	58 (58)	12	12
工 芸 技 術	42	55 (54)	14	14
合 計	81	113 (112)	26	26

(注) 保持者には重複認定があり、() 内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

207 件

5. 重要無形民俗文化財

264 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

19 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

86 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件数(件)	人数(人)	件数(件)	団体数(件)
69	47	52	29	31 (29)

(注) 保存団体には重複認定があり、() 内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財（建造物）

7,859 件

2. 登録有形文化財（美術工芸品）

10 件

3. 登録有形民俗文化財

12 件

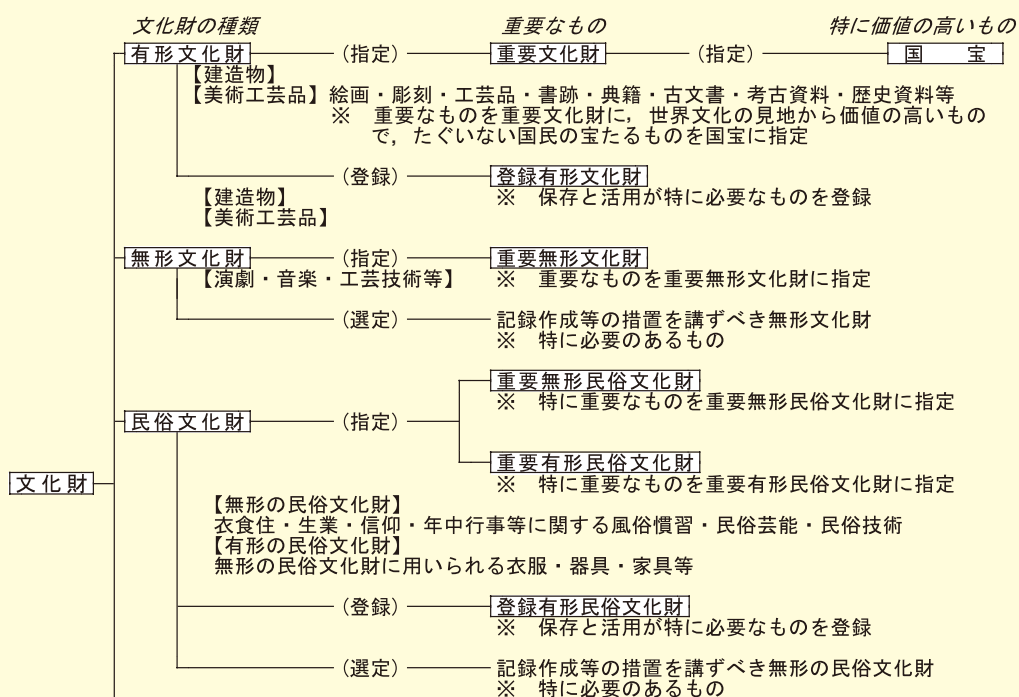
4. 登録記念物

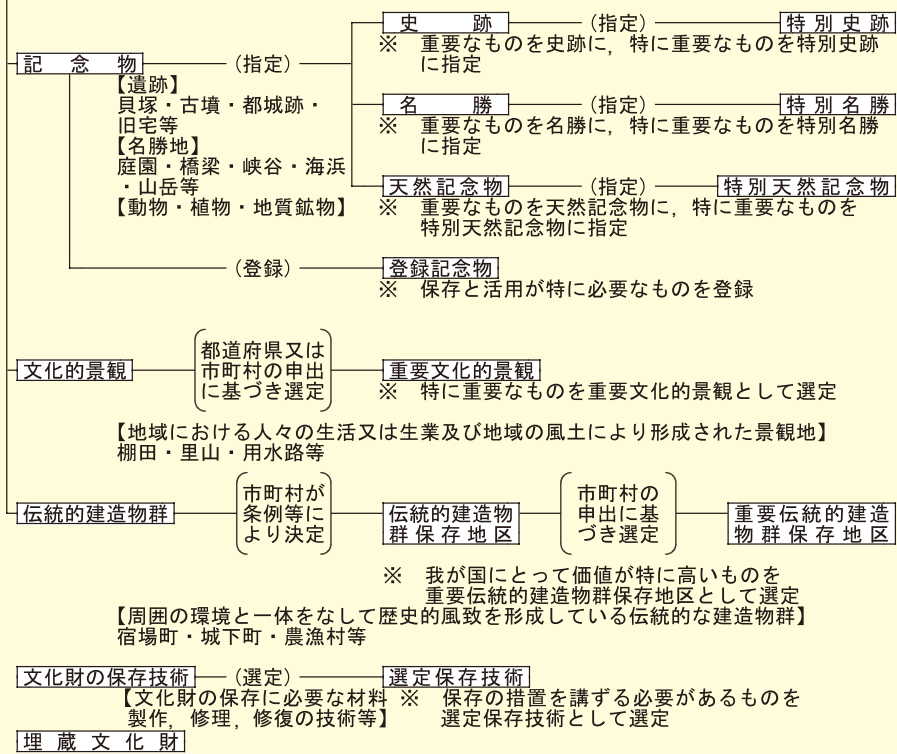
51 件

出典：文化庁調べ

図表2-7-14

文化財保護の体系





2 有形文化財の保存と活用

(1) 有形文化財とは

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

(2) 国宝、重要文化財の指定など

国は、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して保護しています。また、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様な近代などの有形文化財については登録という手法で緩やかに保護しています。

図表2-7-15 平成21年度の重要文化財(建造物)の指定物件

◎国宝(建造物)

平成21年12月8日指定(計1件)

- きゅうとうぐう ごしよ げいひんかんあかさかり きゅう
・旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)

◎重要文化財(建造物)

平成21年6月30日指定(計8件)

- | | |
|--|---|
| たかしま や とうきやうてん
・高島屋東京店 | ずいがん じ
・随願寺 |
| しらいわえんてい さ ほう し せつ
・白岩堰堤砂防施設 | きゅう や な せ しんりんてつどう し せつ
・旧魚梁瀬森林鉄道施設 |
| ちゅう や け じゅうたく いしかわけん か が し はしたてまち
・忠谷家住宅(石川県加賀市橋立町) | つ か やましゅうぞうしよ し せつ
・津嘉山酒造所施設 |
| きゅうとおとうみのくにほうとくしゃこうかいどう だいに ほんほうとくしゃだいこうどう
・旧遠江国報徳社公会堂(大日本報徳社大講堂) | お の け じゅうたく ながの けんしおじりし しおじりまち
・小野家住宅(長野県塩尻市塩尻町) |

平成21年12月8日指定（計9件）

- ・旧大湊水源地水道施設
きゅうおおみなとすいげん ちすいどう しせつ
- ・旧鶴岡警察署庁舎
きゅうつるおかけいさつしやうしや
- ・内外大神宮
ないげ だいじんぐう
- ・旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）
きゅうとうぐう ごしよ げいひんかんあかさかり きゅう
- ・旧西尾家住宅
きゅうにし おけ じゅうたく
- ・石谷家住宅
いしたに け じゅうたく
- ・旧志免鋳業所竪坑槽
きゅう し め こうぎようしよたてこうやぐら

- ・草野家住宅（大分県日田市豆田町）
くさの け じゅうたく おおいたけん ひ た し まめ だ まち
- ・木幡家住宅（島根県松江市宍道町）
こわた け じゅうたく しまね けんまつ え し しん じ ちやう



旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）

図表2-7-16

平成21年度の国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定

○国宝 二件

〔絵画の部〕

紙本墨画淡彩夜色楼台図 与謝蕪村筆
しほんぼく が たんさい やしきろうだいず よ さ ぶそんひつ

一幅

〔考古資料の部〕

土偶
あおもりけんはちのへし かざはりいち いせきしゅつど
青森県八戸市風張1遺跡出土

一箇



〔土偶〕

〔彫刻の部〕

銅造観音菩薩立像 一軀
こんざう かんおん ぼさつ たちやう
金春宗家伝来能面 四十七面
こんばる そう け でんらいのうめん
木造無学祖元坐像 一軀
もくざう むがく そげん ざ ざう
木造高峰顕日坐像 一軀
もくざう こうほうけん にち ざ ざう

木造天海坐像 康音作 一軀
もくざう てんかい ざ ざう こうおんさく 康音作
像内に寛永十七年四月，洛陽七条大仏師
そうない かんえいしちゅうなねん し がつ らくやうしちじやうだいぶつ し
法眼康音作の銘がある
ほうげん こうおんさく めい

銅造釈迦如来坐像 康知作 一軀
どうざう しゃか にょらい ざ ざう こうちさく 康知作
(大猷院奥院宝塔安置)
たいゆういんおくのいんほうとうあん ち

木造大日如来坐像 一軀
もくざう だい にち にょらい ざ ざう

銅造菩薩立像 一軀
どうざう ぼさつ たちやう ざ ざう

木造毘沙門天坐像 一軀
もくざう び しゃもんてん ざ ざう

木造性空坐像（開山堂安置） 一軀
もくざう じやうくう ざ ざう かいざんどうあん ち

○重要文化財 三十七件

〔絵画の部〕

紙本白描東大寺戒壇院扉絵図 一卷
しほんぼく が びやうとうだい じ かいだんいんとびらえ ず

一卷

紙本墨画淡彩弄玉仙図 岩佐勝以筆 一幅
しほんぼく が たんさいろうぎよせんず いわ さ かつもちひつ 岩佐勝以筆

一幅

紙本墨画淡彩山水図 藝愛筆 一卷
しほんぼく が たんさいさんすい ず げいあいひつ 藝愛筆

一卷

紙本白描時代不同歌合絵 一帖
しほんぼく が びやうじ だいふ どうたうあわせえ

一帖

絹本着色菜蟲譜 伊藤若冲筆 一卷
けんほんちゃくしよくさいちゅうふ いとうじゃくちゅうひつ 伊藤若冲筆
七十七歳の款記がある

一卷

紙本着色白衣観音図 一幅
しほんちゃくしよくびやくえ かのんず

一幅

〔工芸の部〕

濃茶麻地菊棕櫚文様帷子 一領
こいちゃあさ じ きくしゆ ろ もんようかたびら 濃茶麻地菊棕櫚文様帷子

菊蒔絵手箱 一合
きくまきえ てばこ 菊蒔絵手箱

赤楽茶碗（乙御前）光悦作 一口
あからくちやわん おとごぜ 光悦作

二彩獅子 長次郎作 一軀
にさいし し ちやうじ ちやうさく 二彩獅子 長次郎作

天正二年，長次郎の刻銘がある
てんしやう にねん ちやうじ ちやうさく ちやうさく 天正二年，長次郎の刻銘がある

〔書跡・典籍の部〕

あきすよしゅう 顕季集	一帖
かす がかいし しはいかす が ほんまんようしゅう 春日懷紙（紙背春日本万葉集）	十七枚
たらのいよしげひつかいし 平家重筆懷紙（ふねのうち）	一幅
ふじわらのしげすけひつかいし 藤原重輔筆懷紙（たちいつる）	一幅
しんしゅうほんぞうまきだいじゅうご 新修本草卷第十五	一卷
おきかぜしゅう 興風集	一帖

〔古文書の部〕

えつちゅうのくに いみずぐん なる と もらこんでん ず ま ふ 越中国射水郡鳴戸村壘田図（麻布）	一鋪
てんぴょうほう じ さんねんじゅういちがつじゅう よっか 天平宝字三年十一月十四日	
じ えん じ ひつしよしょう 慈円自筆書状	一幅
とう じ もんじょ 東寺文書（百七通）	七卷，三冊，九十四通
くつな け もんじょ 忽那家文書（百十三通）	九卷

〔考古資料の部〕

あき た けんくろ み だて い せきしゅう と ひん 秋田県胡桃館遺跡出土品	一括
ふくしま けん ほつしょうじり い せきしゅう と ひん 福島県法正尻遺跡出土品	一括
み え けん さいくうあとしゅう と ひん 三重県斎宮跡出土品	一括
か ご し ま けん ひろ た い せきしゅう と ひん 鹿児島県広田遺跡出土品	一括

〔歴史資料の部〕

映画フィルム「紅葉狩」 もみじ がり	一卷
埼玉県行政文書	一万二千二百五十九点
近代教科書関係資料	七万六千四百二十点

（3）保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材などの植物性材料でつくられているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防火などの防災対策が欠かせません。これらは所有者が行うことが原則ですが、多額の経費を要することから国庫補助により行われることがほとんどです。

特に、地震や火災などの災害から文化財を守るためには、国や地方公共団体の協力の下で、所有者などが事前に対策を講じることが重要なため、文化庁では文化財建造物の地震時における安全性の確保についての考え方を取りまとめ、具体的な耐震診断の指針と手引を策定しています。さらに、平成17年度からは耐震診断の一部についても国庫補助を行っています。こうした施策を通じて文化財を後世に残せるよう支援しています。

なお、美術工芸品の活用について、重要文化財の鑑賞機会の拡大を図るため、展示や体験学習を行うのに適した文化財保存施設の整備を推進するとともに、博物館などの施設が開催する展覧会について一部の経費を負担しています。

また、建造物では、所有者が保存活用計画を策定するための指針を取りまとめるほか、「文化財建造物活用への取組—建造物活用事例集」を作成するなど、活用の事例について幅広く紹介を行っています。

さらに、平成18年度から、文化財建造物活用の新たな取組を創出するため、NPOによる文化財建造物活用モデル事業を実施しています。平成21年度は12事業を採択し、NPOなどに委託して事業を実施しました。

3 無形文化財の保存と活用

（1）無形文化財とは

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は団体によって表現されます。